

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27. 5. 27 第 189 回国会第 16 号

5 月 27 日（水）、第 16 回の委員会が開かれました。

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）

- ・塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

足立 康 史君（維新）

- ・平成22年のいわゆる長妻プラン（専門26業務派遣適正化プラン）や労働契約申込みみなし制度を導入した平成24年の労働者派遣法改正に関する厚生労働大臣の評価を伺いたい。
- ・均衡待遇確保に関する配慮義務として派遣元事業主に求められている具体的な措置内容及び当該義務を根拠とした指導監督の実績について伺いたい。
- ・均衡待遇に向けた派遣先の努力義務が本法律案により配慮義務に格上げされるとの厚生労働省の説明について、努力義務と配慮義務のいずれが格上であると法制上取り扱われているのか内閣法制局の見解を伺いたい。

大 串 正 樹君（自民）

- ・理想的な雇用とされる状態や、派遣労働者の理想と現実のギャップを明確に整理した上で、本法律案が多様な働き方の実現に与えるインセンティブについて伺いたい。
- ・派遣労働者の正社員化ばかりが争点になると、自ら派遣を希望する派遣労働者に不利益になるのではないか。

田 中 英 之君（自民）

- ・本法律案の附則に均等・均衡待遇の確保の在り方を検討するための調査研究等を行う旨が盛り込まれた理由について伺いたい。
- ・終身雇用等の日本的雇用慣行を踏まえると均等待遇の確保については、西欧諸国の仕組みに近づけるのではなく、日本独自の仕組みを構築するべきではないか。

奥 水 恵 一君（公明）

- ・本法律案に派遣労働を臨時的・一時的な働き方とする原則が盛り込まれたことの意義について伺いたい。
- ・本法律案により派遣労働者の可能性を最大限に伸ばし、日本経済の成長を支える即戦力となり得る人材の育成に向けた力強い決意を厚生労働省に伺いたい。

井 坂 信 彦君（維新）

- ・今回の法改正を経て、一生派遣労働者でも結婚して家計を支え、子どもを育てることが可能になると考えているのか、それとも、経済的に困難なため一生派遣労働者であることはあつてはならないと考えているのか、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・同一労働同一賃金の実現に向けて、ジョブ型雇用契約の推進など具体的な施策を実行すべきではないか。
- ・過半数労働組合等に対する意見聴取は、事実上受入期間の延長の歯止めにはならないのではないかと指摘に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

西 村 智奈美君（民主）

- ・「労働者派遣法が改正されずに平成27年10月1日を迎えた場合の問題（いわゆる『10. 1問題』）」と題する厚生労働省内作成の説明資料中、厚生労働大臣が不適切と認めた部分について、議員及び国民に改めて説明し直すべきではないか。
- ・派遣労働者にも団結権や団体交渉権が保障されていることを厚生労働大臣に確認したい。
- ・第1子出産後も継続就業している女性の非正規労働者の割合の推移について伺いたい。

岡本充功君（民主）

- ・派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）が高い労働者派遣事業者名を公表すべきではないか。
- ・平成24年の労働者派遣法改正により、いわゆるマージン率の情報公開を義務付けた趣旨について伺いたい。
- ・本法律案により雇用安定措置の義務の対象となる派遣労働者の数について伺いたい。

阿部知子君（民主）

- ・派遣労働は臨時的・一時的なものという原則は変わらないとしているが、事業所単位の期間制限等は機能せず、臨時的・一時的にはならないのではないか。
- ・無期雇用派遣労働者であっても派遣先との労働者派遣契約の期間は短期間が多く雇用が安定しているとは言えないのではないか。
- ・無期雇用派遣労働者について、仕事がないときの賃金や休暇の取扱い等に関する労働条件の実態を調査すべきではないか。

小川淳也君（民主）

- ・日本の雇用の在り方について、厚生労働大臣は危機感が足りないのではないか。
- ・日本の雇用が正規と非正規に二極化しているのは、退職金税制や社会保険料設定などの諸制度にも原因があるとの意見に対する厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・本法律案の立案に当たって、労働政策審議会において派遣労働者の意見を聴いたのか、また、聴いたのであれば、どのような意見を聴いたのか。

大西健介君（民主）

- ・派遣先が決まるまで給与が支払われない無期雇用の派遣労働者を正社員として求人する場合、職業安定法第42条違反となるのか。
- ・本法律案により有期雇用の26業務の派遣労働者が期間制限の対象となることへの懸念がIT業界やTV業界に見られることによりどのように対応するのか。
- ・特定労働者派遣事業者は小規模な所が多く、許可制への移行により淘汰され、大手の労働者派遣事業者に集約されるのではないか。また、特定労働者派遣事業者のうちどの程度の事業者が許可を得ると見込んでいるのか。

山井和則君（民主）

- ・無期雇用の派遣労働者を正社員として求人する場合、どのような事例が職業安定法第42条違反になり、どのような事例が違反にならないのか。
- ・直接雇用でない派遣労働者は無期雇用であっても正社員には該当しないと考えるが、なぜ無期雇用の派遣労働者を正社員として求人することはできないと明言できないのか。
- ・有期雇用の26業務の派遣労働者に期間制限が適用されることにより、3年後に労働者派遣契約が解除された場合、これらの者をどのように救済するのか。

堀内照文君（共産）

- ・労働者派遣法の制定とその後の数次にわたる改正を経て例外であるはずの労働者派遣による常用代替が進んでしまったのではないか。
- ・延長手続さえ行えば過半数組合等の同意の有無を問わずいつまでも派遣労働者の受入れが可能となることから本法律案が規定するような派遣労働が臨時的・一時的ということはできないと考えているが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案が規定するキャリアアップのための措置によっても派遣労働者は正社員になれないのではないか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・本法律案は派遣労働を臨時的・一時的なものとして規定するものの期間制限を個人単位に改めることは派遣労働の常用化を進めるものであると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・派遣労働者のキャリアアップに資する措置を講ずるよう派遣元に求めるよりむしろ派遣労働者を受け入れることのできる業務を限定すべきではないか。
- ・本法律案の附則では派遣労働により雇用慣行が損なわれることへの懸念が規定されているが、多様な働き方を進める趣旨と矛盾するのではないか。

2 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外5名提出、衆法第22号）

- ・提出者井坂信彦君（維新）から提案理由の説明を聴取しました。